抽齋年譜

單

H 20
511.

抽齋年譜

東京帝國大學圖書
B 23475

文化二年乙丑

津軽藩主（寧親）従來四萬八千石の処、此年五月十五日高直しで七万石となる

抽齋の父允成は幼時毎日信明公の膝下ニ在りて其の子寧親公と嬉戯し、抽齋

年譜

一歳

十一月八日、江戸神田辨慶橋ニ生る 時ニ父允成四十二歳 母縫子三十一歳。

（當時父允成は、津軽藩、在江戸学館の儒学、及び醫学の教授ニして、且つ侍醫たりしなり）

藩主寧親公の父信明公の未亡人眞壽院は、甚たく抽齋（其頃恒吉といへり）を愛し、恒吉一歳より五歳迄、殆んど毎日の如くニ其の膝下ニ在り、

十行 廿字 東京相馬屋製

の子成善（保）も亦幼時毎日寧親公の子信順公の膝下に鍾愛せらる

文化三年丙寅
二歳

文化四年丁卯
三歳

是れより先き、寛政十二年庚申三月十一日、父允成は、地行の外に、勤料五人扶持を頒せしが、今茲十一月十一日、更に五人扶持を加へて、勤料十人扶持を領することゝなる、

文化五年戊辰
四歳

初代辰盛、正徳二年壬辰七月二十八日、加増、三百石（外に十人扶持）を領す

十二月十八日、藩主、十萬石に進ミ、従四位下、四品と為る、従来柳間従五位下
（コレハ文化五年ナリ）

文化六年己巳
五歳

五月朔日分家一万石高列侯　津軽　柳間　従五位下

始て市野迷庵の門に入る、

文化七年庚午
六歳

文化八年辛未
七歳

閏二月二十一日、父允成、従来勤料十人扶持の処、更に五人扶持を加増せられて十五人扶持と為る、（地行ハ此の外なり）

十行　廿字　東京相馬屋製

是れハ文化七年の部ニ入るべきを誤て此処へ入れたり

（閏二月十四日、妹生れ、即刻死去
法号曇華水子）
［拙齋の兄弟は、此の外
に妍逸子 夭 須磨子あ
り、此の水子と拙齋と
を併せて都合四人〕

八歳

文化九年壬申

九月十一日先般母儲江戸大祖母死ニ付忌引、十九日忌明免ノ旨 請

七月二十八日、父元成、（藩主より）一粒金丹製法を傳授せ
らる、

十行 廿字 東京相馬屋製

前の一粒金丹云々ハ此処ニ入るべし

（一粒金丹は津輕家の秘法にして、強壮劑な
り。藩中其の傳授を許さるゝもの僅々數名
に過ぎず。三十粒入一包金一歩。十五粒入半包（金
二朱）にて廣く全國へ配布す。保の少時實
驗する所に拠るに、毎月四五百包づゝ需要
者ありしといふ）

九歳

文化十年癸酉

十歳

文化十一年甲戌

十二月二十八日、始て藩主（寧親）へ「御目見」、
始て伊澤蘭軒の門に入る、
（抽齋の師は、此の外に池田京水あり、先輩に狩谷棭齋あり、又画を谷文晁に学びたれども、不幸にして、抽齋父子の日記悉く水難に逢ひたれば、其の年月を詳にすること能はず、
要するに、抽齋の最も好める書は、経書の外に老子、素問を愛読せり、其の外好む所は古珍本。古武鑑。大名の行列を観ることをも頗る好めり、赤本。蒟蒻本。黄表紙。古画。文読文を好みて後年毎月読文會を開き、小島成齋。森立之。平井東堂。海保竹逕。喜多村安齋。栗本鋤雲等之に會せり、島田篁村重礼等も屢々聽講に来りしことあり、又古銭。演劇。能楽。照葉狂言。等を好みて、食物の中にて特別に嗜みたるは蘿蔔なり、謡曲、長唄なども学び得、囲碁亦其の長所あり、

抽齋又、没後獅子（自宅近所）を好み毎日中の口玄関の敷台上に於て舞はしめ、在宅の時には（何等用事ありても、此らすれを打捨て置き）親ら出て、見物したり、

十一歳　文化十二年乙亥

十行　廿字　東京相馬屋製

文化十三年丙子

十二歳

文化十四年丁丑

十三歳

今茲森立之。抽斎の門に入る、「先生か十三歳。弟子か十一歳なりきといふ後年の一口話なり

文政元年戊寅

十四歳

文政二年己卯

十五歳

十行 廿字 東京相馬屋製

文政三年庚辰

（十一月二十四日、姉須磨子十八歳幕臣飯田四郎左衛門良清に嫁す）

十二月十六日、藩主任侍従

十六歳

文政四年辛巳

十七歳

十月朔日、月並出仕を命せらる、

文政五年壬午

六月十六日、藩主、大広間着坐を命せらる

十八歳

二月二十八日、勤務命せらる（御書見習、表役者上佐役即日見習、日記）
（三月朔本番入（日記））
八月朔日、父允成隠居願濟、勤仕三十九年。年五十九歳。抽齋家督、地行無相違被下置、
（父允成、隠居料五人扶持を受領す、下ニ出ヅ）
同十五日、一粒金丹製法を傳授せらる、

文政六年癸未

十九歳

十二月二十三日、下野國浪士尾島忠助の女定（さだ）子を娶る、（十七歳）

文政七年甲申

十行 廿字 東京相馬屋製

十二月十六日、藩主世子（信順）四品に叙せらる、
四月十日、藩主（寧親）隠居、世子（信順）即位

二十歳

六月十一日、岩田氏百合去
嫁ス（日記）即尾嶋氏）
（七月朔日、母縫子、剃髪して壽松と改む、年五十）
「父允成。今茲六十二」

文政八年乙酉

二十一歳

三月晦神田元柳原六丁目宅過半類焼ス（日記）

文政九年丙戌

二十二歳

後（十二月五日、恒善（ツネヨシ）生る 母二十歳）
前（六月二十八日、妣飯田須

七月十四日岳明 同記

此の年八月十四日市野迷庵没す 六十二歳

二十二歳 文政十年丁亥
暦子死す 享年二十五

二十三歳 文政十一年戊子

二十四歳 文政十二年己丑

二十五歳 三月二十八日、近侍に昇進す。近習當番者ケ（日記）（御近習格）
（六月十四日、母壽松死す。享年五十五）

此の破鏡の原因ハ保之を知らず、只母より聞く所によれば、初め抽齋の父允成ハ、妻ハ貧苦の中に育ちし勤倹主義の者に限るとの意見より定子を迎へたるなれども、それが、どうも稼想のさうは行かなんだと云ふ、

十一月十一日、妻尾島氏子定離縁（岩田氏百合カ）
十二月十五日（十二月十二日（日記））、同藩士留守居役比良野文蔵の女徳（威）能の子二十四歳を娶る、

二十六歳 天保元年庚寅

二十七歳 天保二年辛卯
（父隠居允成、是迄老公寧親及當君侯信順へ出仕の処、）六月更らに岩城伊豫守夫人津軽轄

十行 廿字 東京相馬屋製

八月十五日、允成隠居料三人扶持、日記

家より人に嫁ぎ、并に欽姫（津軽家令）八月嫂へも出仕を命ぜらる

十月二日、妻威能子死す、享年二十六

十二月四日、福山（阿部伊予守）藩士、岡西榮玄女徳子

（八月六日、純子生る）

二十二歳を娶る、

二十八歳　天保三年壬辰

二十九歳　天保四年癸巳

六月十四日、藩主隠居寧親（上仙院）薨す、享年六十九、従の相馬大作が矢立峠にて暗殺せんとせしは誤傳、此人ぞ

四月六日、君公に扈従して弘前に行く、翌年十一月（十五日）歸府し、ならす、

（四月朔、允成隠居料三人扶持、日記）

三十歳　天保五年甲午

十二月十六日、藩主任侍従

三十一歳　天保六年乙未

（十一月五日、優善（やすよし）生る。）

［優善、十七歳の時、同藩士（醫師）矢島玄碩の養子となり、「表醫者」を勤む、明治三年浦和縣從、埼玉縣の官吏となり、同六年、工部省鑛山寮（後に優（ゆたか）と改む）

此の年閏七月四日、狩谷棭斎没す、六十一歳

十一

天保七年丙申

三十二歳

三月二十一日昇級（御近習格より御近習詰ニ）

（十月十四日、師池田京水没す）

ニ轉任し、同十二年開拓使（後札幌縣）ニ轉じ、同十六年十二月二日死す、享年四十九〔又九

天保八年丁酉

三十三歳

正月十五日目見、（日記）

（正月十五日、長子恒善始めて君公へ御目見十二歳）

七月十二日、君公ニ扈従して弘前ニ行く、

（是迄、拙齋ハ下戸ニて、酒一滴をも口ニ執ら
ざりしが、此の時、弘前へ詰越〔翌年君公帰府
せず、翌々年ニ帰府せるゆゑ〕
翌りて始めて冬と為りて寒氣ニ堪えざりし
を、父が死するも帰府を許されざりしとニ
て、遂ニ酒客と為り、爾来晩酌ニ少量を傾く
ることと為りたりと聞く、）

〔然れども煙草ハ一切用ひず、拙齋の父。姉
妹。子。孫を併せて三十五人〔父兄成。兄弟四
人。妹の子二人。子十四人。孫十四人。〕孫あれども、次男優善を除くの
外、一人も煙草を用ゆる者なし、亦一奇と

いふへし、勿論其の酏過いへとも、皆
抽斎又此の時、藩地に在りて、防寒の為め
に豚肉を用ゐられ（を飼養し其の）、晩年にも往々猪肉を
用ゐしと母より聞く」
十月二十六日（二十七日）（日記）、父允成死
す、享年七十四

天保九年戊戌
三十四歳
此の年弘前に在り、
正月十三日弘前出仕、（日記）

天保十年己亥
三十五歳
此の年月日未詳君公に扈従して江戸に帰る、間も
なく君公（信順）隠居し、四十歳養子（順承亦四十歳）五月
十五日、位に即きたるに付き、抽斎は隠居附き
を命せられ、君公へは只時々伺候するのみ

天保十一年庚子
三十六歳

天保十二年辛丑
三十七歳
閏正月二十六日、好子（よし）生

十行 廿字 東京榛原製

天保十三年壬寅
三十八歳

此、二月三日死す、

八月三日、八三郎生れ、十一月九日死す、

天保十四年癸卯
三十九歳

六月十五日昇級（御近習ﾆ）

弘化元年甲辰
四十歳

十二月十六日、藩主叙四品、

㊂ 三月十二日、醫学館講師となるべき台命ありける旨、土井大炊頭より達せらる、

㊂ 四月二十九日、自今年始、八朔、五節句、月並御礼御城（江戸城）へ罷出べき旨、命ぜらる、

㊀ 二月二十一日、妻徳子死す、享年三十五

十一月六日、山内忠兵衛（神田紺屋町鉄物問屋）妹五百（いほ）子（三十九歳）（表向比良野氏娘）を娶る、五百子は明治十七年二月十四日死す、享年六十九歳

十二月十日、公儀より白銀五枚拝領

十二月二十六日、長女純子、幕臣馬場玄玖ニ嫁す、十四歳

十行 廿字 東京相馬屋製

弘化二年乙巳
四十一歳
十二月十一日、公儀より　十一月二十六日、棠子生
銀五枚拜領　る、
弘化三年丙午
四十二歳
十二月十三日、公儀　十月十九日、男子死産、法
より銀五枚拜領　号幻香水子
弘化四年丁未
四十三歳

十二月十三日、公儀　十月八日、陸子生る、（此の
より銀五枚拜領　女今猶生存す、）
十二月二十八日昇級（御近習筆頭）
嘉永元年戊申
四十四歳
十二月廿日公儀よ　十二月二十八日、長子恒
り銀五枚拜領　善、月並出仕を命せらる、
二十三歳
嘉永二年己酉
四十五歳

十二月十六日、藩主任侍従、

三月七日、御用召ニ付き、登城。年来学業出精致候ニ付き、御序の節、御目見可被仰付旨、於躑躅之間、御老中牧野備前守殿より口達有り。

三月十五日、公辺御目見、

十二月廿日、公儀より銀五枚拝領

閏四月十五日、長子恒善始めて勤務す さし

八月二十八日、癸巳子生る。

四十六歳

嘉永三年庚戌

従来邸宅ハ神田お玉が池ニ在りしが、此年本所御臺所町へ移り、お玉ケ池を別邸とす。

三月十一日、学業出精の廉を以て、去春公辺御目見被仰付れ候ニ付き、自今十五人扶持被下置（幕府より之）津軽藩の知行ハ従前の通り

十二月十五日公儀より銀五枚拝領

八月晦日、純子死す、享年二十一

嘉永四年辛亥

四十七歳

十二月十日公儀より銀五枚拝領

(三) 三月二十八日、長子恒善老公（順信）に近侍す、

(一) 二月四日、棠子死す、七歳

(三) 二月十五日、癸巳子死す。

是れ皆天照徳シ

三歳

六月十二日、次子優善、矢島玄碩の末期養子となる、（知行二百石外ニ扶持八人）

嘉永五年壬子

四十八歳

十二月十日、公儀より銀五枚拜領

四月二十九日、恒善二十七にて幕府田口儀三郎養女糸子を娶る、

五月十八日、恒善、勤料三人扶持を領す

糸子は、後年恒善の死後、抽斎之を養女として幕府［illegible］

十行 廿字 東京相馬屋製

嘉永六年癸丑

四十九歳

十二月十七日、公儀より銀五枚拜領

正月十九日、水木子生れ、（明治三十四年死去、享年四十九）

安政元年甲寅

五十歳

十二月九日、公儀より銀五枚拜領

二月十四日、専六生る、（明治四十一年四月十四日死去、享年五十五）

三月十日、長子恒善死す、享年二十九

十二月廿九日、醫学館醫書彫刻手傳を命せらる

銀五枚拜領は此年以後、記録なき故、判然せざれども［illegible］毎年に拜領せしならん

十二月二十六日、於醫学館、講書年来出精致ニ
ヌ付き、五人扶持被下置ト旨、公辺より被仰付、
（先年の十五人扶持ハ、終身の扶持ヌて、此の
五人扶持ハ講師勤務中の扶持也）

五十一歳

安政二年乙卯

三月十九日翠磐生る（慶應元年乙丑六月二十日歿す、享年十一）

（訂正　是ハ翌三年丙辰也）

此頃、建議して藩士一同甲冑を所有せしむ
るをとし、又藩侯一家、并ヌ藩士江戸定府の
もの悉く国勝手ヌ為さしめんとせり、委し
くハ別冊ヌ載す）

（此の年、大地震。本所の邸宅、震災ヌ罹る。従来抽齋一切冷酒を用ゐざりし
か、此の時始めて之を用ゆ、是れも別
冊ヌ委し）

十月二日大刻

五十二歳

安政三年丙辰

五十三歳

安政四年丁巳

七月二十六日、成善（保）生る（十二月二十八日、嫡子恒（?）濟[illegible]）

二月十四日、多紀樂眞院法印（茝庭）没す

六月二十八日に細川寛五郎君、藩主の智養子となる

十行廿字　東京相馬屋製

八月八日温恭公（十三代将軍家定）薨去、

安政五年戊午

五十四歳

二月二十八日、成善始めて君公に御目見

五月十七日幸(さき)子生る、七月六日死す、

八月二十九日本所御臺所町の邸宅に没す、

勤務三十七年、醫学館講師勤務十五年

谷中感應寺に葬る

（遺命して成善を海保漁村に学はしめ、且つ小島成齋に就て老子を、又多紀養春院に就て素問を研究せしめんとす）〔成善、萬延元年庚申、海保、小島の門に入り、慶應元年乙丑、多紀の門に入る、遺命に從へるなり、其の後の事は省く〕

七歳（今の正二位伯爵津軽承昭君に）

○萬延元年庚申建碑

是れより先き、抽齋生前に幕府醫師喜多村安齋（栗本鋤雲翁の兄）出版の活版薄葉刷「醫方類聚」を藩主へ献納することゝ為し、毎年毎月出版出来毎に五冊づゝ献納しをり、抽齋没後も猶

引續き献納し来りしが文久二年壬戌全く献
納し終りしに付き、同年八月十五日、嗣子成善、
藩の重臣より左の如く申渡されあり。

御自分儀、年来心掛ケ醫方類聚自分物入を
以、出来差上奇特ニ付、為御賞賜、
御召御紋付羽織、并御酒御吸物被下置之、

八月十五日

（是れ亦抽斎遺業と仰山に申程でもなけれどの一なり。）

（成善時ニ六歳）

十行 廿字 東京相馬屋製

十行 廿字 東京相馬屋製